

国民年金だよ



平成28年に国民年金保険料を2年前納した場合の社会保険料控除について

平成28年分より、2年前納納付分の控除証明書の様式が変更されました。



2年前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、次の方法のどちらか1つを選択していただくこととなります。

①全額を納めた年に控除

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は切り離さず添付して申告してください。

申告額は、納付済額となります。

②各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書のうち、平成28年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。

なお、残りの2枚の証明書につきましては、平成29年、平成30年の申告時に使用しますので、大切に保管をお願いします。

※24カ月すべて前納し、分割して申告する場合は、3年にわたることとなります。平成28年、平成29年、平成30年に分けての申告が必要です。

平成28年に分割して申告を行った場合（9カ月分）、翌年に残り

の年分（15カ月）をまとめて平成29年に申告することはできませんので、ご注意ください。

【例】平成28年4月分～平成30年3月分（377,310円）を2年前納した場合
①平成28年に控除の対象となる額 （平成28年4月分～平成28年12月分までの9カ月分） $377,310 \text{円} \times (9 \text{カ月} / 24 \text{カ月}) = 141,492 \text{円}$
②平成29年に控除の対象となる額 （平成29年1月分～平成29年12月分までの12カ月分） $377,310 \text{円} \times (12 \text{カ月} / 24 \text{カ月}) = 188,655 \text{円}$
③平成30年に控除の対象となる額 （平成30年1月分～平成30年3月分までの3カ月分） $377,310 \text{円} - 141,492 \text{円} - 188,655 \text{円} = 47,163 \text{円}$

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせは年金事務所または、ねんきん加入者ダイヤルまでお願いします。

ねんきん加入者ダイヤル

■電話番号

0570-0003-0004

■受付期間・受付時間

※050から始まる電話の場合、03-6630-2525

平成28年11月1日（火）～

平成29年3月15日（水）

月～金曜…8時30分～19時

第2土曜…9時～17時

（第2土曜以外の祝日、12月

29日～1月3日はご利用できません）

一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金で利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話など）からおかけになる場合は通常

の通話料金がかかります。

また、「03-6630-25

25」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話34-2121内線413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166-72-5002